うるま感動キャンペーン参画におけるQ&A

令和4年7月25日版

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問 | 回　答 |
| 1. どのような業種が参画対象となりますか。 | うるま市内に主たる事業所のある事業者で、市内観光商品(施設・体験)を扱う事業者、および観光に資する土産品、工芸品等を製造販売する事業者  ・観光施設  ・観光体験メニューを扱う事業者  ・観光土産を生産・製造及び販売している事業者  ・観光関連宿泊施設 |
| 1. 対象を教えてください。   (対象者となりますか？) | 1. に該当する事業者で以下の全てに該当する方が対象となります。   ・令和4年４月1日時点において、うるま市内で対象事業を経営する事業者で、申請日時点において営業を継続し今後も営業を継続する方  ・令和2年4月に施行された食品表示法に適応した一括表示のある商品を取り扱う事業者 (食品の場合)  ・消費者保護の視点から、損害に対する保険に加入していること(PL保険・製造責任者保険等・旅館賠償保険等)  ・実績報告書提出が可能なこと |
| 1. 同一経営者が市内で二つ以上の対象業種を運営している場合、その数に応じて参画することができますか？ | 対象業種を複数有している場合は重複して申請することは出来ません。 |
| 1. 申請に必要な書類を教えてください。 | ・うるま感動キャンペーン参画申請書  ・営業許可証の写し（生産・製造及び販売・旅館業）、それ以外の業種の場合は開業届出書の写し又は商業登記簿謄本（登記事項証明書)の写し  ・消費者が受ける損害に対する加入保険の写し  ・同意書  ・宣材画像（データ） |
| ⑤うるま市在住ですが市外で対象業種を営んでおりますが参画できますか？ | うるま市内で営業する事業者のみが参画可能となっております。 |
| 1. マリン事業の営業許可証とは何を指しますか？ | ・海域レジャー事業届出書の写しをご提出ください。 |

※上記以外でご質問のある方はお問い合わせください。